

輝く高台に向けて

発行：牧之原市 IC 北側土地区画整理準備組合
 問合せ：(事務局) 牧之原市 建設部 新拠点整備室
 TEL：0548-23-3333

一括業務代行予定者の募集を開始！



盛夏の候、地区の皆様におかれましてはお元気にお過ごしのことと存じます。

準備組合では、牧之原市 IC 北側地区のまちづくりの推進に向けまして、平成 30 年 7 月 2 日 (月) から「一括業務代行予定者」の募集を開始しました！

今後、民間事業者から本地区におけるまちづくりの提案をいただき、審査会による厳正な審査によって、事業を強力に支援していただける「一括業務代行予定者」を選定します。

一括業務代行予定者とは？

一括業務代行予定者とは、**保留地***の取得を条件として、土地区画整理事業の**事業運営、工事等の業務を代行する民間事業者**（建設・工事業者等）のことです。

一括業務代行予定者の参入を図ることで、**保留地の確実な処分や事業資金の立替え、事業運営に関する権利者負担の軽減など、事業の早期実現化が期待できます。**

※ 保留地…土地区画整理事業の事業費に充てるために、土地の減歩により生み出す宅地（企業等への売却用地）

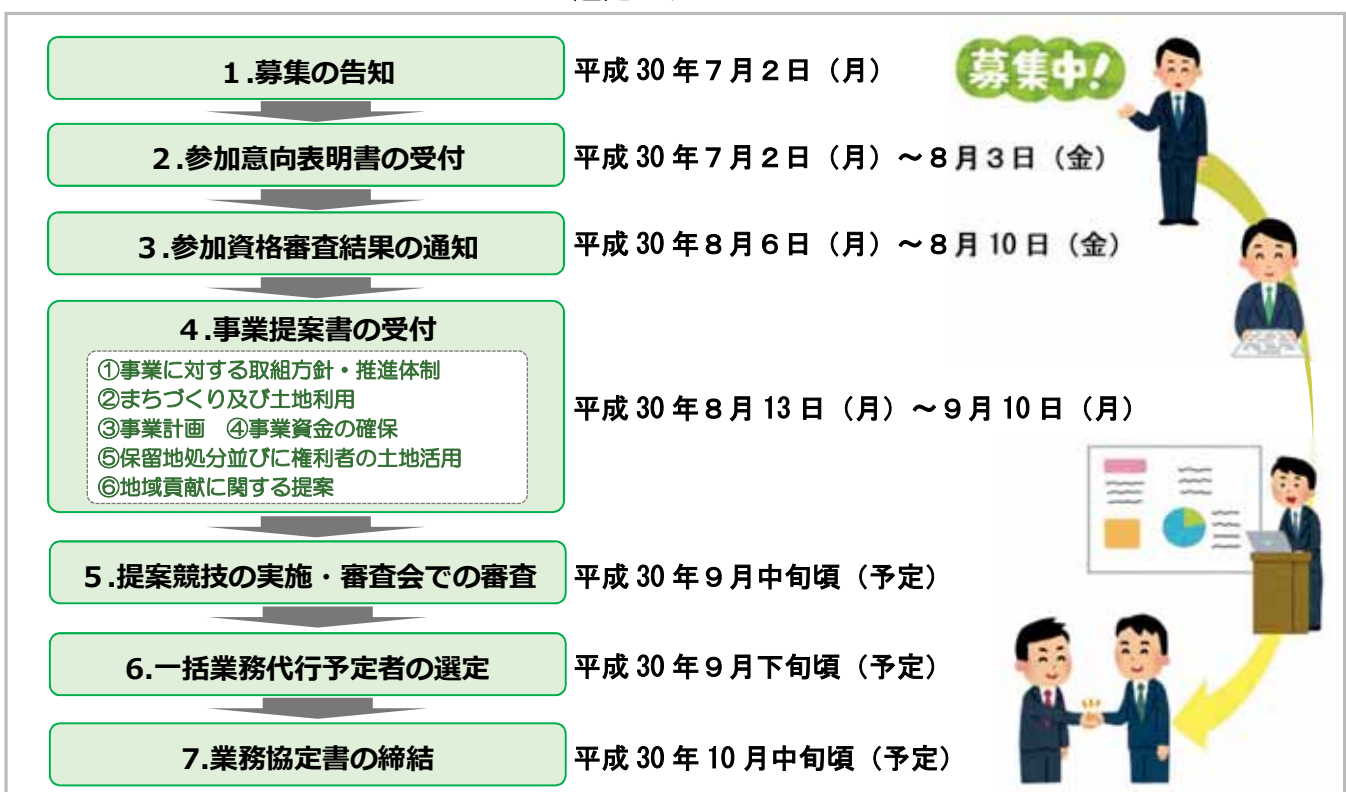
＜一括業務代行方式の仕組み＞



一括業務代行予定者の選定スケジュール

一括業務代行予定者を以下のスケジュールで募集・選定します。

＜選定スケジュール＞





第4回全体説明会を開催！

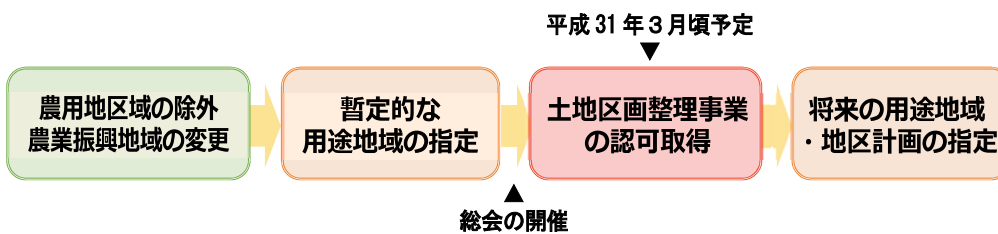
全体説明会の様子

平成30年6月24日（日）、『東名相良牧之原IC北側開発に係る第4回全体説明会』が牧之原小学校体育館で開催され、牧之原市から「開発の取組状況」と「用途地域の指定」について説明がありました。



開発の取組状況について

本地区では土地区画整理事業によるまちづくりを前提に、「農用地区域（青地）からの除外・農業振興地域の変更」と「暫定的な用途地域の指定」が進められています。また、土地区画整理事業の認可取得後には、「将来の用途地域の指定」が行われる予定です。

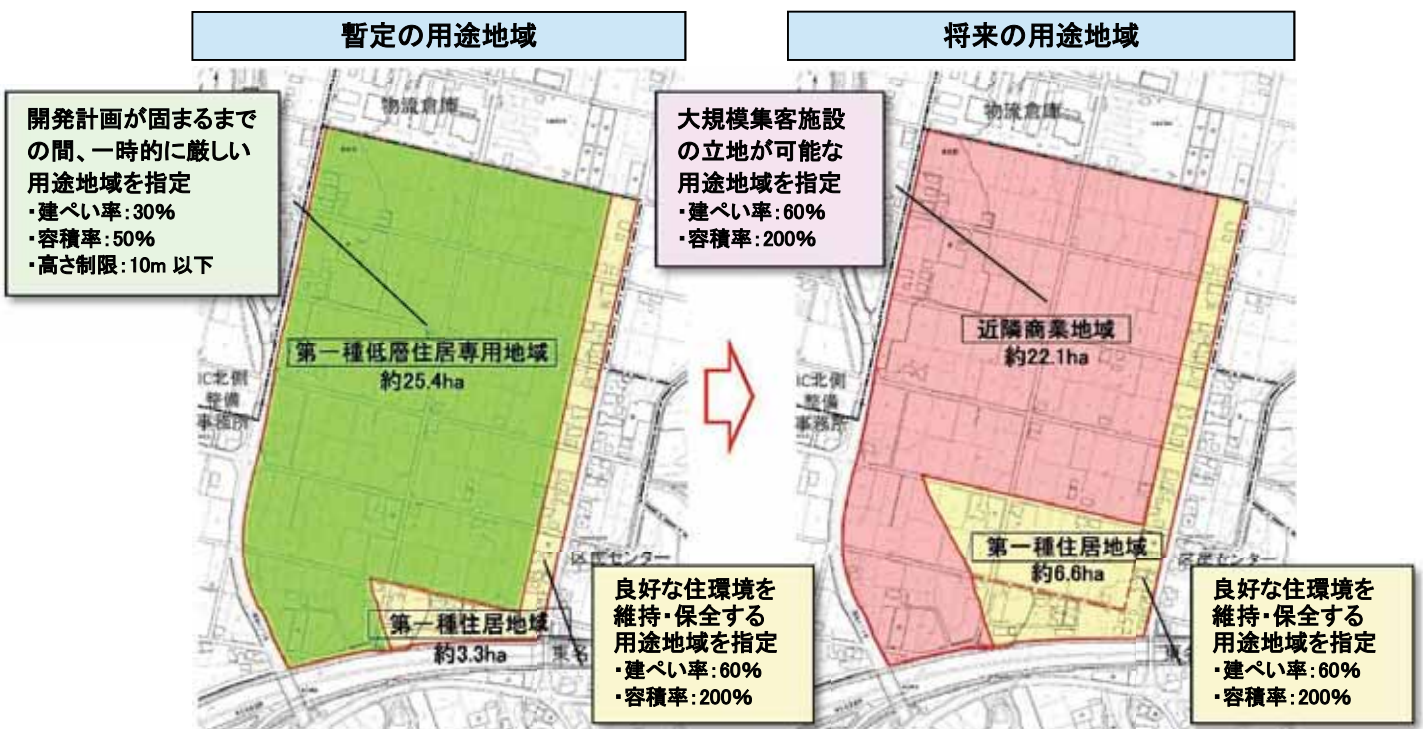


用途地域の指定について

※用途地域…地域ごとに建築できる建物の種類、用途の制限を定めたルール

開発区域内における無秩序な開発を防ぐため、**段階的な用途地域の指定（都市計画の決定）**が進められています。土地区画整理事業の計画が決定されるまでの間、「**暫定的な用途地域（第一種低層住居専用地域と第一種住居地域）**」が指定されます。

その後、平成31年秋頃を目標に「**将来の用途地域（近隣商業地域と第一種住居地域）**」が指定され、良好なまちづくりのために、地区ごとに建物の建て方等の細かいルールを定めた「**地区計画**」が決定される予定です。



用途地域の指定時期については、**関係機関との協議状況等により、変更する可能性があります。**ご不明な点は、事務局（新拠点整備室）または都市計画課（0548-53-2633）までお気軽にご連絡ください。